

## 【オーストリア】学校におけるスカーフ着用禁止等の教育関連法の改正

憲法課 山岡 規雄

(海外立法情報課在籍時に執筆)

\* 2025年12月、オーストリアにおいて、14歳以下の生徒が学校でイスラムの伝統に従いスカーフを着用することを禁止するなど、学校教育に関する法律の改正が行われた。

### 1 2025年の教育関連法の改正までの経緯

#### (1) 学校におけるスカーフ着用禁止に関する法律に対する2020年の憲法裁判所の違憲判決

オーストリアでは、10歳に達する学年まで、生徒が学校において頭部を覆い隠すことにより宗教的な意味を帯びた服装をすることを禁止する法改正が2019年に行われた<sup>1</sup>。2020年、憲法裁判所は、信教の自由（1867年国家基本法<sup>2</sup>第14条ほか）に関連する平等原則（同法第2条、連邦憲法<sup>3</sup>第7条）の違反を理由として、改正法を違憲無効とする判決を下した<sup>4</sup>。

#### (2) 2025年の法改正

2025年2月に成立した国民党、社会民主党及びNEOSの連立政権の政権プログラムでは、教育関係の政策として、停学処分を受けた生徒のケアやスカーフ<sup>5</sup>着用禁止による女子生徒の自己決定の強化といった項目が挙げられていた。スカーフ着用禁止に関する規定が違憲無効とされた2020年の時期に比べると、現在では、家族のみならずソーシャルメディアを通して女子生徒へのスカーフ着用の圧力が強くなっているほか、イスラム教の女子生徒の増加により、着用禁止とした場合の該当者の人数が数倍の規模で増えているとの説明の下、政府は、2020年の憲法裁判所判決を考慮に入れつつ、同趣旨の規定を含む法律を制定する必要性を主張した<sup>6</sup>。

2025年11月18日、政府は、停学処分を受けた生徒のケアや学校におけるスカーフ着用禁止等を内容とする法律（学校教育法<sup>7</sup>、私立学校法<sup>8</sup>等の改正法）案を国民議会に提出した。同案は、同年12月11日、国民議会において可決され、同月30日に、法律として公布された<sup>9</sup>。大部分の規定は、2026年9月1日に施行される。

### 2 改正法の主な内容

#### (1) スカーフの着用禁止

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年3月10日である。

<sup>1</sup> Bundesgesetz, mit dem das Schulunterrichtsgesetz geändert wird (BGBl. I Nr. 54/2019)

<sup>2</sup> Staatsgrundgesetz vom 21. Dezember 1867, über die allgemeinen Rechte der Staatsbürger für die im Reichsrat vertretenen Königreiche und Länder (RGBl. Nr. 142/1867). オーストリア憲法は、複数の法律又は条約により構成される。この国家基本法及び後掲注(3)の連邦憲法は、そうした法律に該当する。

<sup>3</sup> Bundes-Verfassungsgesetz (BGBl. Nr. 1/1930)

<sup>4</sup> VfGH 11.12.2020, G 4/2020

<sup>5</sup> 政権プログラムや今回制定された法律で使用されている「Kopftuch」という言葉は、頭部を覆う布全般を意味するため、全身を覆うブルカも含むが、本稿では「スカーフ」と訳すこととする。

<sup>6</sup> „Zahlenchaos beim Kopftuchverbot: Regierung will für mehr “Evidenz” sorgen,“ *Der Standard*, 2025.11.20. <<https://www.derstandard.at/story/3000000297207/zahlenchaos-beim-kopftuch-verbot-regierung-will-fuer-mehr-evidenz-sorgen>>

<sup>7</sup> Schulunterrichtsgesetz (BGBl. Nr. 472/1986)

<sup>8</sup> Privatschulgesetz (BGBl. Nr. 244/1962)

<sup>9</sup> Bundesgesetz, mit dem das Schulunterrichtsgesetz, das Pflichtschülerhaltungs-Grundsatzgesetz, das Schulpflichtgesetz 1985 und das Privatschulgesetz geändert werden (BGBl. I Nr. 117/2025)

### (i) 禁止内容

新たに追加された学校教育法第 43a 条第 1 項第 1 文によると、「児童の福祉という意味における全ての生徒の最善の発育及び発展を確保し、並びに少女の自己決定、平等な取扱い及び可視性等を促進するため、14 歳以下の生徒<sup>10</sup>がイスラムの伝統に基づき頭部を覆い隠すためにスカーフを着用することを禁止する。」とされる。この禁止は、校外学習（遠足など）や学校外での行事（音楽祭、運動会など）については適用しない（同項第 2 文）。同法は、公立学校に適用される法律であるため（同法第 1 条第 1 項）、ここでいう「学校」とは公立学校を意味する。ただし、同法第 43a 条の規定は、私立学校に準用されるため（私立学校法第 2b 条）、公立私立を問わず、着用は禁止される。平等原則違反を指摘した 2020 年の憲法裁判所判決に関連し、改正法案の説明では、イスラムの伝統においてスカーフは象徴的な意味を有し、生徒の自由な発育に対し、他の宗教の場合には想定されない特別な影響を与えるおそれがあるとの理由から、異なる事情に対しては異なる取扱いが必要であるとして今回の措置が正当化された<sup>11</sup>。

### (ii) 違反の場合の手続及び罰則

この禁止に対する違反があった場合、学校責任者は、当該違反の背景を解明するため、該当する生徒及びその養育権者と話し合わなければならない。その際、学校責任者は、教員に代理させることができる。話し合いの際には、養育権者に当該禁止及びその違反の場合の帰結に関する情報を記した文書を手渡さなければならない（学校教育法第 43a 条第 2 項）。当該話し合いの後、違反が繰り返された場合、学校責任者は、所管の学校官庁<sup>12</sup>に通知する。当該学校官庁は、生徒及びその養育権者を話し合いに招致し、当該違反の理由について調査する。その際、学校責任者又はその代理の教員が陪席しなければならない（同条第 3 項）。学校官庁による招致に応じず、話し合いに出席しなかった場合又は当該話し合いの後に新たに違反を行った場合、養育権者に対し、150 ユーロ<sup>13</sup>以上 800 ユーロ以下の罰金刑が科される。罰金を支払わなかった場合、2 週間以下の代替自由刑が科される（同法第 80b 条、私立学校法第 24 条第 2 項）。

### (2) その他

メディアや世論の関心はスカーフ着用禁止の問題に集中したが、今回の法律では、停学処分を受けた生徒又は不登校の生徒に関する法改正も行われた。他の生徒等に危害を加えるおそれのある生徒に対する停学処分の制度は従来から存在したが、今回の改正では、学校への円滑な復帰等を目的とした停学期間中の生徒に対する支援措置が連邦レベルで新たに規定された（学校教育法第 44 条第 5 項）。また、不登校の生徒から不登校の理由を聴取し、その意見を学校の現場に反映させること等を目的とした教員等と生徒間の対話の制度（「展望対話（*Perspektivengespräch*）」と名付けられている。）が連邦レベルで新たに規定された（同条第 9 項）。

<sup>10</sup> 今回の法改正で 14 歳以下という年齢区分を設けた理由について、法案説明書では、14 歳以下の生徒はスカーフの持つ宗教的な意味を認識するほどの成熟度がなく、家族又は社会からの圧力に基づき着用している場合が多いと判断したためであると説明されている。298 der Beilagen XXVIII. GP - Regierungsvorlage - Erläuterungen, S.1-2.

<sup>11</sup> 国内の学校からの報告及びフランスにおける学術研究に基づく知見とされる。ibid., S.8. 仮に再び憲法訴訟となった場合、憲法裁判所がこの説明を受け入れるかどうかは不明である。憲法裁判所が合憲と判断するかは疑わしいと評価する専門家の見解もある。Michael Lysander Fremuth, “Lifting the veil? Oops, they did it again,” *VerfBlog*, 2025.12.19. <<https://doi.org/10.59704/762099680cfd3e5f>>

<sup>12</sup> 「学校官庁（*Schulbehörde*）」とは、学校に関する行政を所管する官庁である。具体的には、連邦と州の共同機関であり、各州に設置される「教育庁（*Bildungsdirektion*）」である。„Die Bildungsdirektionen.“ オーストリア教育省ウェブサイト <<https://www.bmb.gv.at/Themen/schule/schulsystem/bdir.html>>

<sup>13</sup> 1 ユーロは、約 184 円（令和 8 年 3 月分報告省令レート）